

～介護保険負担限度額認定の申請について～

介護保険施設利用の際の「食費」と「居住費」の負担については全額利用者の負担となります。そのため、所得の少ない人の介護施設利用が困難とならないように、所得に応じた負担限度額を設けることにより、サービス利用者の「負担の軽減」を図るものです。下記の認定要件を満たす方は、申請をすることで「負担の軽減」を受けることができます。

※ 対象となる施設は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院及びショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）です。有料老人ホーム、グループホーム及びデイサービスなどは対象外です。

【認定要件について】

下表の所得要件及び資産要件の両方に該当する方が対象です。

利用者 負担段階	所得要件等		資産要件（預貯金等の額）		
			65歳以上の方		64歳以下の方
			単身	夫婦	
第1段階	生活保護受給者		—	—	—
	世帯全員※ ¹ が 市町村民税 非課税	老齢福祉年金※ ² 受給者	1,000万円以下	2,000万円以下	—
第2段階		本人の年金収入額※ ³ ＋その他の合計所得金額 ＝ <u>年額80.9万円以下</u>	650万円以下	1,650万円以下	収入等に関係なく、 1,000万円（夫婦は2,000万円）以下
第3段階①		本人の年金収入額※ ³ ＋その他の合計所得金額 ＝ <u>年額80.9万円超120万円以下</u>	550万円以下	1,550万円以下	
第3段階②		本人の年金収入額※ ³ ＋その他の合計所得金額 ＝ <u>年額120万円超</u>	500万円以下	1,500万円以下	

※1 別世帯の配偶者（内縁関係含む）がいる場合は、配偶者も市町村民税非課税であることが要件です。

※2 老齢福祉年金とは、大正5年4月1日までに生まれた方で一定の条件を満たす方が受給対象になっている年金です。

※3 年金収入額には、国民年金・厚生年金などの課税年金だけでなく、非課税年金（遺族年金・障害年金など）も含まれます。

1. 負担限度額認定申請に必要な書類

- (1) 介護保険負担限度額認定申請書
- (2) 本人の預貯金等が確認できる書類の写し
- (3) 配偶者の預貯金等が確認できる書類の写し(配偶者がいらっしゃる場合のみ)

※申請書及び添付書類に不備・不足等あった場合は申請を受け付けできません。

特に、郵送で申請される場合はご注意ください。

【預貯金等が確認できる書類一覧】

銀行口座がある場合 (ネット銀行・web 通帳等含む)	○通帳の見開き部分の写し (銀行名・支店名・口座番号・名義が確認できる部分) ○最終残高・取引履歴が確認できる部分の写し (最新の情報を記帳し、最終残高を含む約3か月前からの 出入金)が確認できるページ)
有価証券・投資信託等がある場合	銀行・証券会社の取引明細・口座残高(株式残高証明書等)の写し
金・銀等がある場合	保有数量及び時価評価額の明細の写し (積立購入している場合を含みます。)
借入金等がある場合	残高証明書の写し(借入金・住宅ローン等の負債がある場合は、預貯金等から差し引きます。)

※年金の受取口座の通帳の写し、定期預金・定額貯金の通帳の写しなど漏れなく添付してください。

※この申請における配偶者とは、内縁関係の方を含みます。

2. 申請方法

逗子市高齢介護課介護保険係まで必要書類(上記(1)～(3))をご提出ください

(郵送や代理の方による提出も可能です。)

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
逗子市福祉部 高齢介護課介護保険係 電話 046-873-1111 (内線 247)

※新規申請の場合、申請から約1週間で結果通知をお送りします。認定された方には「介護保険負担限度額認定証」を同封しますので、介護保険施設に提示してください(他市町村に所得情報等の照会が必要な方については、通知までに日数がかかる場合があります。)

3. 注意事項

- (1) 申請後に預貯金等の合計が基準を超えたり、課税世帯になったりなど、認定要件を満たさなくなった場合は、直ちに高齢介護課まで申し出て下さい。
- (2) 認定証の有効期間は、申請をした月の1日から次の7月31日までです。有効期限後も引き続き認定を受けるには更新申請が必要です。認定者には例年6月頃に市から更新案内を送付します。
- (3) 他市区町村からの転入の場合、以前の市区町村で介護保険負担限度額認定を受けていたとしても、逗子市に対しては新たに申請が必要です。転入後すぐに介護保険負担限度額認定が必要な場合には、必ず転入をした月の月末までに申請してください。
- (4) 当該申請については、自己申告に基づく部分がありますが、必要に応じて金融機関等への照会などの調査を行うことがあります（金融機関等への照会は不正防止のためであり、通帳がない方のためのもではありません。）。調査の結果、申請内容と異なる場合は、申請時に遡って認定を取り消すことがあります。

4. 不正行為

意図的な預貯金等の操作など、不正行為により申請を偽り、負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え、最大2倍の加算金（負担軽減額を併せて最大3倍の額）をお納めいただくことになります。